

住宅を建てたい・整備・処分したい人向け

住宅取得・リフォーム・耐震・改修

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
住まいのリフォーム補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町内の住宅でリフォーム工事を行う方 ・町内の中古住宅を購入し、入居する予定でリフォームを行う方 	<p>対象工事費（税抜）30万円以上の工事の一部を助成します。</p> <p>【一般世帯】改修10%（上限20万円）</p> <p>【子育て世帯】改修15%（上限30万円）</p> <p>【中古住宅購入リフォーム】 一般15%（上限30万円）、子育て20%（上限40万円）</p> <p>※工事着手前の申請が必要 ※過去に補助を受けていても、8年経過していれば再度利用可</p>	建設課 建設係 0152-26-8378
住宅耐震改修補助金	斜里町内に昭和56年以前に建築された住宅を所有し、町税等の滞納がなく、耐震診断技術者の診断により「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅の耐震改修工事を行う方	<p>耐震改修工事費の一部を補助します。</p> <p>【助成額】 工事費20万円未満：実費相当額 工事費20万円以上200万円未満：20万円 工事費200万円以上：工事費の10%（上限30万円）</p>	
移住者等受入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町へ移住を希望する方、移住してきた方 ・移住者を受け入れる事業者や団体、地域の方 ・定住や就業、生活の立ち上げを支援する取り組みを行う場合 	<p>斜里町に移住・留学してくる人を受け入れるため、住宅を整備する所有者に対して、町が無利子で資金を貸し付ける制度です。</p> <p>【対象者（住宅を整備する人）】 斜里町内に住宅を所有しており、その住宅を移住者等に貸し付けることを目的として整備する方</p> <p>【対象となる住宅整備】 移住者等がすでに入居している住宅の改修。移住者等を受け入れるために行う、住宅の増築・改築・改良工事</p> <p>【貸付金額】 住宅整備にかかる資金を、1件あたり上限150万円まで貸付（無利子）</p>	政策推進課 魅力創造係 0152-26-7708

住宅を建てたい・整備・処分したい人向け

水回り・衛生設備

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
浄化槽設置整備補助金	町内の下水道計画区域外で、10人槽以下の合併浄化槽を設置する方（居住用住宅に限る）で、町税等の滞納がない方	<p>下水道が整備されていない地域で、合併処理浄化槽を新たに設置する場合に、設置費用の一部を町が補助する制度です。</p> <p>【対象】 合併浄化槽の設置工事費の一部を補助</p> <p>【助成対象】</p> <p>5人槽：上限73万円（新築58万円） 6～7人槽：上限95.3万円（新築80.3万円） 8～10人槽：上限132万円（新築117万円）</p> <p>※付帯工事（便器改修・配管工事等）は別途 ※指定工事業者による施工が必要</p>	環境課 生活環境係 0152-26-8217
浄化槽設置促進貸付金補助金	浄化槽設置整備事業補助金の交付対象者で、浄化槽設置に伴う付帯工事（便器の水洗化・配管工事等）を行う方。貸付を選ぶ場合は、償還能力があり、町内在住の連帯保証人2名を立てられる方	<p>浄化槽の設置や水洗トイレへの改造にかかる費用について、町が金融機関と連携して「無利子で資金を貸し付ける制度」です。</p> <p>【貸付制度】</p> <p>浄化槽付帯工事費を無利子で貸付（償還期間5年以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便器1個：上限約62万円 ・便器2個：上限約110万円※利子は町が全額負担 <p>【助成制度】</p> <p>自己資金で工事を行う場合、便器1個あたり3万円助成（上限6万円）</p>	

住宅を建てたい・整備・処分したい人向け

エネルギー・住宅環境

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
住宅用太陽光発電システム設置補助金	町内に居住し、太陽電池最大出力10kW未満の住宅用太陽光発電システムや蓄電池容量17.76kwh未満の定置型蓄電池を設置する方で、町内に独立事業所を有する斜里町商工会会員業者と契約し、町税等の滞納がない方	<p>斜里町内の住宅に太陽光発電システムや定置型蓄電池を設置する個人に対し、設置費用の一部を町が補助する制度です。</p> <p>【助成額】</p> <p>①太陽光発電システムのみを設置する場合 太陽電池の最大出力（kW）×7万円を補助（補助上限35万円） 〔例〕4kW=28万円、8kW=35万円（上限適用） ※太陽光発電システムのみを設置する場合、同一年度又は翌年度に②の補助は対象外</p> <p>②定置型蓄電池のみを設置する場合 対象経費の1/2以内。補助上限30万円</p> <p>③太陽光発電システムと定置型蓄電池を両方設置する場合 ①と②を算出根拠とし、合計した上限額は50万円</p>	<p>環境課 生活環境係 0152-26-8217</p>
生ごみ電動処理機、堆肥化容器購入助成金	斜里町内に居住する個人または町内事業所で、生ごみ処理機器を適正に管理でき、町税を完納している方で、過去5年以内に同助成を受けていない方で、令和5年6月30日以降に対象機器を購入した場合	<p>生ごみ電動処理機と堆肥化容器の購入費用に助成を行います。</p> <p>【助成額】</p> <p>コンポスト容器購入額（税抜）2,000円以上：2,000円 2,000円未満：購入額を助成（100円未満切捨て） ※コンポストは1世帯2台まで</p> <p>【電動処理機】</p> <p>購入額（税抜）の1/2を助成（上限25,000円） ※電動処理機は1世帯1台まで</p>	
高齢者住宅エアコン設置助成金	斜里町に居住し、世帯全員が65歳以上かつ町民税非課税の世帯で、新たにエアコンを購入・設置または既存エアコンを更新する方。持ち家または貸主の承諾を得た貸家	<p>高齢者世帯住宅における熱中症健康被害を防ぎ、住民の安全安心な生活を支援することを目的として、エアコン設置工事費用の一部を助成します。</p> <p>【助成額】</p> <p>エアコン購入費・設置工事費の50%を助成 上限3万円（千円未満切り捨て） ※中古品、移動式、窓枠設置式は対象外 ※町税等の滞納がなく、過去に本助成を受けていない世帯（1世帯1回限り）</p>	<p>建設課 建設係 0152-26-8378</p>

住宅を建てたい・整備・処分したい人向け

住宅の処分

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
空き家等解体補助金	町内にある1年以上使用されていない空き家等で、所有権以外の権利設定がなく、災害等により倒壊や被害が生じるおそれがある建物を所有する方で、町税等の滞納がなく、年度内に工事完了報告ができる方	<p>空き家等の解体費用の一部を補助します。</p> <p>【解体工事費】 上限 50万円</p> <p>【アスベスト事前調査費】 上限 5万円</p> <p>※町内業者による未着手・年度内完了工事が対象</p>	<p>建設課 建設係 0152-26-8378</p>
空き家バンク成約ポイント	斜里町空き家・空き地バンクに登録されている戸建て住宅について、交付対象年度内に売買契約が成立し、売主が町税等を滞納しておらず、売買相手が3親等以内の親族でない場合	<p>空き家・空き地バンク登録住宅の売買成約時に、ポイントを付与します。</p> <p>【付与ポイント】 ポテトカード30,000円分</p> <p>※1物件につき1回限り ※土地のみは対象外</p>	<p>政策推進課 魅力創造係 0152-26-7708</p>